

## 第2章 信販関係事件

## 第1 割賦販売法の規制について

	割賦販売法等の根拠条文等			
	割賦販売	ローン 提携販売	信用購入あつせん	
			包括信用購入 あつせん	個別信用購入 あつせん
損害賠償等の 額の制限 —法定利率 (商事6% 一商514条)	6条 (リボルビ ング方式を 除く)	[購入者等 と販売業者 等との関 係] 規定なし (6条類推 適用)(最判 昭51. 11. 4民集30・ 10・915)(リ ボルビング 方式を除 く)	30条の3 (リボルビ ング方式を除く)	35条の3の18
	リボルビング方式の場合→消費者と事業者の間の契約として消費者契約に当たれば、消費者契約法9条2号により年14.6%			
解除等の制限 —20日以上の 期間の書面 による催告	5条	規定なし (購入者等 とローン提 携業者(金 融機関)と の間及び購 入者等と販 売業者等と の間につい	30条の2の4	35条の3の17

## 第2節 特定商取引に関する法律〔特定商取引法〕

### 第1 総説

#### 1 クーリング・オフのまとめ

##### (1) クーリング・オフ一覧

(注) 法=特定商取引に関する法律、令=特定商取引に関する法律施行令

対象取引	適用要件	対象	クーリング・オフ行使期間（原則初日算入）	適用除外
訪問販売（法9）	販売業者が、営業所等以外の場所において、契約の申込みを受け又は契約を締結すること（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む。）（法2I②、令1）	商品・政令指定権利（令3別表第1）・役務	書面（申込書面（訪問販売一法4、電話勧誘販売一法18）又は契約書面（訪問販売一法5、電話勧誘販売一法19））受領日から8日間	（適用除外） ・営業のために又は営業としての契約締結に係る販売・役務提供（法26I①） ・自動車（二輪を除く）販売、自動車リース（法26III①、令6条の2） ・消耗品（法26IV①、令6
電話勧誘販売（法24）	販売業者が、電話をかけて勧誘し、郵便・電話等で契約の申込みを受け又は契約を締結すること			

内にのみなし得ると解すべきであるともいわれている（「新版注釈民法(1)〔改訂版〕」276頁）。

## 第2 未成年であることを理由とする取消し

### 1 未成年であることを理由とする取消しの抗弁等

#### (1) 未成年であることを理由とする取消しの抗弁の要件事実

※ 岡口「要件事実マニュアル第1巻（第3版）」135頁1

ア 法律行為時に未成年であったこと

イ① 未成年又はその法定代理人が相手方に対し取消しの意思表示をしたこと

又は

② 民法20条3項の取消し擬制（i 特別な方式（=未成年後見監督人の同意等）を要する行為であること、ii 未成年の相手方が1か月以上の期間を定めて、当該法律行為を追認すべき旨の催告をしたこと、iii 催告期間の経過）

未成年側が催告期間内に追認の意思表示を発信したことが、再抗弁となる。

### 2 未成年であることを理由とする取消しの抗弁に対する再抗弁等

#### (1) 法定代理人の同意の再抗弁等

ア 法定代理人の同意の再抗弁

※ 岡口「要件事実マニュアル第1巻（第3版）」136頁ア

イ 法定代理人の同意の相手方

法定代理人の同意の相手方は、未成年者でも、法律行為の相手方もよい（遠藤ほか「民法注解財産法第1巻」128頁、岡口「要件事実マニュアル第1巻（第3版）」136頁）。

#### (2) 婚姻による成年擬制の再抗弁

※ 岡口「要件事実マニュアル第1巻（第3版）」137頁

20歳未満の者でも、婚姻すると成年に達したものとみなされる（民法753条）。

20歳になる前に婚姻が離婚等により取り消されても、原則として成

### 第3節 放送受信契約

#### 1 放送受信料債権

放送受信料請求事件において、以下のように判示した裁判例がある。

放送法の「日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会と放送受信について契約しなければならない」との規定は、同協会の番組編成や報道等において、国家からの独立性及び中立性を確保し、同協会に課された公共性のある事業を遂行するため、同協会の放送を受信できる受信設備を設置した者に対し、同協会の放送の視聴の有無にかかわらず、同協会との受信契約の締結を義務づけ、同契約に基づき契約者は受信料の支払義務を負うこととし、同協会の自主財源を確保するための仕組みであり、受信料の法的性質は、放送の視聴と対価関係にあるものとはいえ、放送法に基づき公共放送を行う同協会に徴収権が認められた特殊な負担金と解され、同契約義務は、国会を通じて適正に監督されていることなどから信義則（民1条2項）に反するとはいえ、番組の視聴を強制したり制限するものではないから契約者の知る権利・表現の自由を侵害するものではなく、契約者の思想良心の自由を制限するものでもなく、消費者契約法9条・10条に当たるともいえない。また、放送受信料債権は、民法174条2号、173条1号・2号に当たるとはいえず、基本権である受信料債権に民法168条1項が適用されるか否かにかかわらず、支分権である受信料債権には定期給付債権の支分権に当たり、民法169条が適用され、消滅時効期間5年の経過により消滅する（旭川地判平24. 1. 31判時2150号92頁。同旨裁判例一東京高判平24. 2. 29判時2143号89頁（平成22年改正前の放送法下でのケーブルテレビ加入者に受信契約締結義務を認め、同債権について民法169条による5年の短期消滅時効を認めた。))。